| | | |
|---|---|---|
| 医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の規定に基づく許可のうち、動物用医薬品等に係るものであって、同条第四項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの | 令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所又は事務所（法人にあっては、事務所）を有する者（法人にあっては、事務所）を有する者 | 医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十三条の二第一項の規定に基づく登録であって、同条第四項の規定により令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの |
| 医薬品医療機器等法第二十四条第一項本文の規定に基づく許可のうち、動物用医薬品等に係るものであって、同条第二項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの | 令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所又は事務所（法人にあっては、事務所）を有する者（法人にあっては、店舗、事務所、医薬品を配置した区域若しくは営業所を有する者 | 医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十三条の二第一項の規定に基づく登録であって、同条第四項の規定により令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの |
| 医薬品医療機器等法第三十九条第一項本文の規定に基づく許可のうち、動物用医薬品等に係るものであって、同条第二項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの | 令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所又は事務所（法人にあっては、事務所）を有する者（法人にあっては、事務所）を有する者 | 医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十三条の二第一項の規定に基づく登録であって、同条第四項の規定により令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの |
| 医薬品医療機器等法第四十条の二第一項の規定に基づく許可のうち、動物用医薬品等に係るもののうち、同条第四項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの | 令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所又は事務所（法人にあっては、事務所）を有する者（法人にあっては、事務所）を有する者 | 医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十三条の二第一項の規定に基づく登録であって、同条第四項の規定により令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの |
| 医薬品医療機器等法第四十条の五第一項本文の規定に基づく許可のうち、動物用医薬品等に係るもののうち、同条第六項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの | 令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所又は事務所（法人にあっては、事務所）を有する者（法人にあっては、事務所）を有する者 | 医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十三条の二第一項の規定に基づく登録であって、同条第四項の規定により令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの |
| 医薬品医療機器等法第四十一条第一項の規定に基づく許可のうち、動物用医薬品等に係るもののうち、同条第四項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの | 令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所又は事務所（法人にあっては、事務所）を有する者（法人にあっては、事務所）を有する者 | 医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十三条の二第一項の規定に基づく登録であって、同条第四項の規定により令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの |
| 医薬品医療機器等法第四十二条第一項の規定に基づく許可であって、同条第四項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの | 令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所又は事務所（法人にあっては、事務所）を有する者（法人にあっては、事務所）を有する者 | 医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十三条の二第一項の規定に基づく登録であって、同条第四項の規定により令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの |

| | | |
|---|---|---|
| 医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十三条の二第一項の規定に基づく登録であって、同条第三項の規定により令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの | 令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所又は事務所（法人にあっては、事務所）を有する者（法人にあっては、事務所）を有する者 | 医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十三条の二第一項の規定に基づく登録であって、同条第四項の規定により令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの |
| 医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十三条の二第一項の規定に基づく登録であって、同条第四項の規定により令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの | 令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所又は事務所（法人にあっては、事務所）を有する者（法人にあっては、事務所）を有する者 | 医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十三条の二第一項の規定に基づく登録であって、同条第四項の規定により令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの |
| 医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十三条の二第一項の規定に基づく登録であって、同条第三項の規定により令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの | 令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所又は事務所（法人にあっては、事務所）を有する者（法人にあっては、事務所）を有する者 | 医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十三条の二第一項の規定に基づく登録であって、同条第四項の規定により令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの |
| 医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十三条の二第一項の規定に基づく登録であって、同条第三項の規定により令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの | 令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所又は事務所（法人にあっては、事務所）を有する者（法人にあっては、事務所）を有する者 | 医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十三条の二第一項の規定に基づく登録であって、同条第四項の規定により令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの |
| 医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十三条の二第一項の規定に基づく登録であって、同条第三項の規定により令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの | 令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所又は事務所（法人にあっては、事務所）を有する者（法人にあっては、事務所）を有する者 | 医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十三条の二第一項の規定に基づく登録であって、同条第四項の規定により令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの |